

大分市 指定暑熱避難施設及び指定暑熱一時休憩所に関する募集要項

(趣旨)

- 1 気候変動適応法(平成30年法律第50号。)が改正され、熱中症による健康被害を防止し市民の生命と健康を守るため、市町村長は、「指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という)」を指定することができることとなりました。

大分市では、クーリングシェルターのほか、市独自の取組として暑さをしのぎ涼しく快適に一時休憩できるための「指定暑熱一時休憩所(以下、「涼みどころ」という)」を指定することとしております。

については、市内の広い範囲でクーリングシェルター及び涼みどころについて指定するため、本事業にご協力いただける民間施設を募集いたします。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルター及び涼みどころとして指定された施設は、主に次のことを実施します。
 - (1) 熱中症特別警戒情報等が発表された際の施設の開放(暑熱から身を守るための市民等の受入)
 - (2) 当該施設がクーリングシェルター及び涼みどころであることの周知(のぼり旗の掲示や市ホームページ等による公表等)
- ※ 熱中症特別警戒情報等の発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるために休憩可能な施設として、開放いただきますよう、ご協力のほどよろしく申し上げます。

(開放期間)

- 3 クーリングシェルター及び涼みどころの開放期間は、4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

(対象施設)

- 4 クーリングシェルター及び涼みどころの指定を受けることができる施設は、市内に住所を有する施設とします。ただし、次のいずれかに該当するときは対象外となります。
 - (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治活動、思想活動若しくは宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
 - (4) その他クーリングシェルター及び涼みどころとして適当でないと認められるとき。

(指定基準)

- 5 前項のほか、クーリングシェルター及び涼みどころの指定基準は、別記に掲げる条件を満たす施設とします。

(申込方法)

- 6 クーリングシェルター及び涼みどころとして指定を受けようとする者(以下、「申請者」という)は、次に掲げる事項を記載の上、環境対策課 脱炭素社会推進室まで提出してください。
 - (1) 施設の名称及び所在地
 - (2) 滞在に供すべき避難(休憩)場所
 - (3) 開放することが可能な日時(曜日、時間帯等)
 - (4) 受入可能人数
 - (5) 施設の連絡先

(6) その他利用上の注意等の留意事項

(7) 当該施設を管理する者の同意

(提出後の流れ)

7 提出後は環境対策課 脱炭素社会推進室において、申し込まれた内容を審査し、適当であると認めるときは、クーリングシェルター及び涼みどころとして指定いたします。なお、指定にあたっては前項の第7号により当該施設の管理者の同意があったものとみなします。

※クーリングシェルターとして指定された施設は、その運用に関し別途協定を締結します。

(指定の有効期間)

8 本指定の有効期間は、指定した日から翌年の3月31日までとし、期間満了の1か月前までに更新しない旨の申出がない場合には、本指定の有効期間を期間満了日から1年間更新されるものとし、その後も同様に更新するものとします。

(その他)

9 次の事項につき、ご注意ください。

(1) 6の申込方法に記載する内容に変更が生じた場合には、その旨脱炭素社会推進室までお申し出ください。

(2) クーリングシェルターおよび涼みどころの指定に関し、次に該当する場合には、指定を取り消す場合があります。

イ 事業所、店舗等の改修、閉鎖等により、当該施設がクーリングシェルター及び涼みどころの指定基準を満たさなくなった場合

ロ その他クーリングシェルター及び涼みどころとして指定することが適当でないと認められるとき

※本指定の取消にあたっては、市、申請者どちらも取消にかかる損害の賠償を求めることができないこととします。

(提出・問い合わせ先)

大分市役所 環境部 環境対策課

脱炭素社会推進室

TEL : 097-529-7243

E-mail : datutanso@city.oita.oita.jp

大分市 クーリングシェルター・涼みどころの指定基準について【民間施設】

1 目的

本基準は、改正気候変動適応法第 21 条に基づく「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」、および市が独自で定める「涼みどころ(指定暑熱一時休憩所)」の指定について、その施設に求められる設備の基準を下記のとおり定めるものである。

2 指定基準

(1) 必須要件(クーリングシェルター・涼みどころ 共通)

- ・ 大分県に熱中症(特別)警戒情報が発表された際に、暑熱避難施設(暑熱一時休憩所)として一般に開放できること。また、自由に出入が可能であること。
- ・ 当該施設において適当な冷房設備を有すること。
※定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備であること。
- ・ 当該施設の市民の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間が確保できること。(受入可能人数に応じた滞在可能な空間が適切に確保されていること。また、椅子やソファ等が備えてあること。)

(2) 個別要件

	クーリングシェルター (指定暑熱避難施設)	涼みどころ (指定暑熱一時休憩所)
開放基準	・熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表する開放日及び開放時間帯・受入可能人数の範囲で、 <u>必ず</u> 開放できること。 ・熱中症警戒情報が発表されたときは、通常の開館(営業)日、開館(営業)時間において開放できること。	・熱中症特別警戒情報または熱中症警戒情報が発表されたときは、通常の開館(営業)日、開館(営業)時間において、開放できること。
開放可能日	定期的な開放日及び開放時間帯の設定がなされていること。	制限なし
開放可能時間	特に気温が上昇する時間帯(正午～午後 6 時)において、連続して施設を開放できること。	制限なし
受入可能人数	概ね 10 人以上	制限なし
連絡体制	大分市(脱炭素社会推進室)からのメールの受取が可能(特に熱中症特別警戒情報発表時)であること。	大分市(脱炭素社会推進室)からのメールの受取が可能であること。可能でない場合は、自ら熱中症予防情報を取得することが可能であること。
協定書の締結	有	無

(3) その他

- ・ 人員体制の条件はないが(店舗・施設の場合は、通常業務の範囲の中で、救急対応等を行っていただく等)、施設の管理・運営の観点から、開放時間中は施設のスタッフや警備員が常駐していることが望ましい。
- ・ 避難(休憩)者の、熱中症予防のための飲食(または飲料の摂取)を可能とする(または場所を指定する)ことが望ましい。
- ・ 熱中症(特別)警戒情報が発表されていない場合においても、熱中症予防のため施設を開放いただくことを歓迎。また、熱中症(特別)警戒情報の運用期間中は、クーリングシェルター・涼みどころの施設である旨を周知するのぼり旗についても、常時掲示していただくことを推奨。